

大阪府が管理する流域下水道施設に係る撮影利用のための手引き

大阪府では、流域下水道施設での映画、テレビ、雑誌等の撮影を受け入れています。撮影利用をご希望の方はこの手引きによりお申込みください。

1 手引きの対象

この手引きの対象となるのは、大阪府が管理する流域下水道施設で行う、営利を目的とする映画、テレビ、雑誌等の撮影です。

2 利用可能区域

利用可能施設一覧(別紙)に記載の施設の中で、その管理者(各流域下水道事務所長)が「下水道施設の維持管理や改築工事等(以下、「施設の管理」という。)」に支障がないものとして使用を認める区域です。

3 利用可能日時

原則として土日祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く

9:00～17:30

これ以外の場合は各流域下水道事務所にお問い合わせください。

4 申込み方法・手続き

撮影を検討される場合、各流域下水道事務所に電話で御相談の上、下見・事前調整の日程を調整し、映画・テレビ・雑誌等撮影事前調整申込書を提出してください。

事前調整の結果、撮影が可能と判断される場合は、原則として撮影予定日2週間前までに大阪府公有財産規則第24条に規定する行政財産使用許可申請書を提出し、許可を受けてください。

なお、詳細は各流域下水道事務所にお問い合わせください。

<手続きの流れ>



5 使用許可基準

施設の管理に支障がないと判断され、「大阪府が管理する流域下水道施設における撮影許可に関する取扱要領」第3条に規定する許可の基準に合致する場合に行政財産使用許可を受け、使用することができます。

6 使用料金

使用料は、大阪府流域下水道事業固定資産規則に基づく額とします。なお、使用料は前納してください。

【参考】大阪府流域下水道事業固定資産規則

(使用料の額)

第十一条 前条の使用料の額は、使用期間一年につき、次に定める算式により計算した額とする。

一 土地

当該土地の価額×3/100×(当該土地のうち使用させる部分の面積/当該土地の面積)

二 建物

(当該建物の価額×6/100+当該建物の建面積部分の土地の価額×3/100)

×(当該建物のうち使用させる部分の面積/当該建物の延べ面積)

三 土地及び建物以外のもの

当該行政財産の価額×6/100×(当該行政財産のうち使用させる数量/当該行政財産の数量)

2 前項各号の価額は、当該行政財産の適正な評価による価額とする。ただし、当該価額によることができないか又は適当でない認められる場合は、近傍類地の価格等に比準して算定した価額によることができる。

7 使用許可の条件

撮影を行う場合は、以下の事項を遵守してください。当日、条件が遵守されていないと流域下水道事務所が判断した場合は、撮影を中止していただきます。また、大規模地震などの緊急事態発生時は流域下水道事務所の指示に従ってください。

- 1 事前に、撮影日時、撮影場所、警備体制、撮影の趣旨目的、技術的注意事項等について施設を所管する流域下水道事務所と協議してください。
- 2 許可区域以外には立ち入らないでください。
- 3 現場管理責任者は携帯電話によって常時連絡が可能な状態としてください。
- 4 施設の管理、通行等に支障があると流域下水道事務所が認めた場合は、撮影の中止、撮影場所の変更等を求めることがありますので、その際は流域下水道事務所の指示に従ってください。
- 5 撮影時の安全対策や立入禁止措置等の警備業務については、撮影者で行ってください。
- 6 フラッシュ撮影等を行う場合は、事前に申し出て、流域下水道事務所に承認を得てください。
- 7 撮影に必要な電源は、撮影者が用意してください。やむを得ず流域下水道施設内の電源を利用する場合は、事前に申し出て、流域下水道事務所の承認を得てください。
- 8 水みらいセンター及びポンプ場内の駐車場を利用する場合は、事前に申し出て、流域下水道事務所の承認を得てください。やむを得ず駐車場以外の場所で駐車する場合は、事前に申し出て流域下水道事務所の承認を得てください。管渠内の撮影に際しては、駐車場の確保は撮影者で行ってください。
- 9 不可抗力その他の理由で撮影に起因し施設に損害を与えた場合は、流域下水道事務所の指示により原状回復を行ってください。
- 10 撮影により発生したゴミ等の不要物は、必ず持ち帰ってください。
- 11 来庁者及び工事等受注者等のプライバシーについて十分考慮し、撮影を行ってください。
- 12 近隣からの苦情、問い合わせ等があった場合は責任を持って対応してください。
- 13 撮影に関するポスター等の提供、撮影した事実及び撮影現場の写真のホームページ掲載、クレジットの掲出など流域下水道事業の広報に協力してください。
- 14 注意事項をスタッフ全員に周知し、当日は流域下水道事務所の指示に従ってください。
- 15 撮影中の事故に対して大阪府は一切の責任を負いません。
- 16 あらかじめ調整した以外の事項が生じた場合は、速やかに流域下水道事務所に報告し、その指示に従ってください。
- 17 その他、撮影に当たり流域下水道事務所から指示があった場合は、その指示に従ってください。

8 問合せ先

撮影の問合せは、利用可能施設一覧(別紙)を確認の上、施設を所管する流域下水道事務所へ御連絡ください。また、この手引き及び全般的な事項については下水道室経営企画課までお問い合わせください。

問合せ先	連絡先	電子メール
下水道室経営企画課	企画グループ 06-6944-6960	gesui-do-g30@box.pref.osaka.lg.jp
北部流域下水道事務所	管理グループ 072-620-6671	hokubugesui-g02@box.pref.osaka.lg.jp
東部流域下水道事務所	管理グループ 06-6784-3721	tobugesui-g04@box.pref.osaka.lg.jp
南部流域下水道事務所	管理グループ 072-438-7406	nanbugesui-g22@box.pref.osaka.lg.jp

附 則

この手引きは、令和7年1月6日から適用する。